

(様式) 令和6・7年度 地域学校協働活動推進に関する研究委嘱(2年次)

令和6・7年度研究テーマ:

地域で子供を育てる意識の向上に向けた「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組」の推進

研究計画書

子供たちの成長を支える地域学校協働ネットワークの充実 ～学校運営協議会のつながりを生かした放課後子供教室の実現～

川口市教育委員会・川口市立前川東小学校

1 研究のねらい

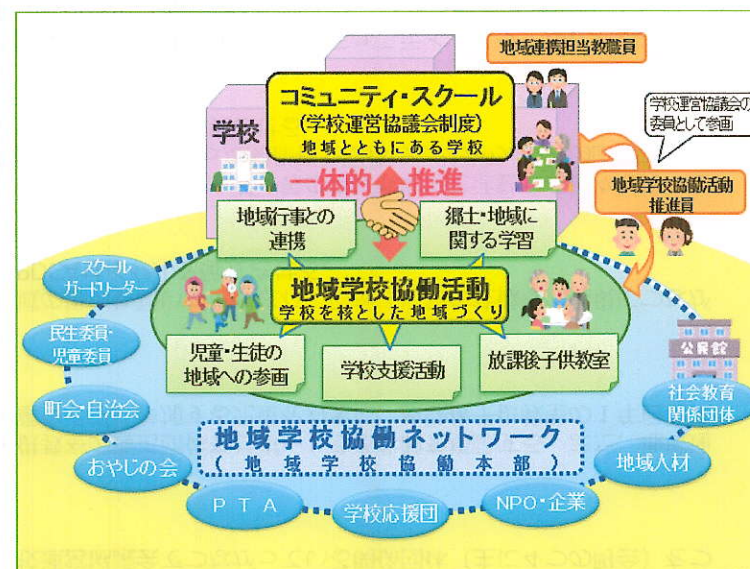
本市では令和3年度には学校運営協議会を、令和4年度には地域学校協働活動推進員を全校設置する等、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に取り組んできた。しかし、地域によって実情は大きく異なり、学校・家庭・地域の連携・協働が難しい学校もある。どの学校においても地域と連携・協働して子供たちを育てていけるように、川口市立前川東小学校の取組をモデルケースとして確立し、各学校に啓発できるようにすべく、本テーマのもと研究に取り組むこととした。

2 研究の概要

- ①学校運営協議会において、放課後子供教室設置について協議を行う。
- ②放課後子供教室を実際に運営する組織を設立する。
- ③放課後子供教室をスタートさせる。
- ④学校運営協議会において、放課後子供教室の成果や課題について検討する。
- ⑤放課後子供教室を中心に、地域学校協働ネットワークを充実させる。

3 期待する地域学校協働活動推進員等の役割

- 学校運営協議会委員として学校運営に参画
- 学校・家庭・地域の願いや目指す児童生徒像の把握
- 地域や学校の実情に応じた活動の企画・運営
- 4つの町会をはじめとする地域学校協働ネットワークの連絡・調整
- 地域学校協働活動への協力者の募集・確保
- 資質・能力の向上のため地域との連携に係る研修に参加



4 多様な地域学校協働活動(関係団体)

- ・前川2丁目町会 ・前川3丁目町会 ・上青木6丁目町会 ・上青木西北町会
- ・学校応援団 ・スクールガートリーダー ・プレイリーダー ・放課後児童クラブ
- ・放課後子供教室

5 研究内容

- (1) 学校運営協議会において、放課後子供教室設置について協議を行う。
学校運営協議会の参加者が目指す児童生徒像等について共有し、学校・家庭・地域が連携・協働して子供たちを育てるという認識をもてるようにする。そのうえで地域学校協働活動について議題に上げ、地域が運営する放課後子供教室の設置について協議を行う。
- (2) 放課後子供教室を運営する組織を設立する。
地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員を兼ねている強みを生かし、学校運営協議会でつながっている関係団体（主に4つの町会）をつなげ、放課後子供教室の運営団体を設立する。
- (3) 放課後子供教室をスタートさせる。
地域学校協働活動推進員が4つの町会の代表、学校応援団等をつなぎ、放課後子供教室の運営団体をサポートする体制を構築する。また、地域連携担当教職員が学校の放課後子供教室への協力体制を構築する。そして、放課後児童クラブに参加する児童を対象に、放課後子供教室の1年目をスタートさせる。
- (4) 学校運営協議会において、放課後子供教室の成果や課題について検討する。
放課後子供教室や、学校応援団等の地域学校協働活動について、学校・家庭・地域の思いや願いが反映され、目指す児童生徒像等の実現につながるものであったか、保護者や児童のアンケートをもとに学校運営協議会で協議し、PDCAサイクルを確立させる。
- (5) 放課後子供教室のつながりを生かし、地域学校協働ネットワークをさらに充実させる。
放課後子供教室の活動を通じて町会役員、学校応援団登録者、スクールガードリーダー、プレイリーダー等の学校や地域で活動する様々な方へと広がったつながりを生かし、令和7年度の放課後子供教室を開催する。さらに、顔が見える関係になった関係者や団体のつながりを、防犯・防災体制の強化や他の地域学校協働活動に生かす等、子供たちの成長を支える地域学校協働ネットワークを充実させる。
- (6) 川口市全体の地域学校協働活動を推進する
川口市地域学校協働推進協議会を通じ、各小・中学校の地域連携担当教職員や地域学校協働活動推進員へ「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組」の好事例として、前川東小学校の取組を発信し、川口市全体の地域学校協働活動を推進する。

6 期待する成果

- (1) 学校運営協議会の機能を生かした学校と地域の連携・協働体制が構築されることで、学校と地域の思いが共有され、当事者意識をもって地域全体で子供を育てようとする意識の向上が期待される。
- (2) 今あるつながりを最大限に生かした放課後子供教室等の活動を充実させることで、「参加してよかった」「今後も参加したい」と感じる児童・保護者・教員・地域の方が増え、持続可能な地域学校協働活動が実現できる。
- (3) 子どもたちの居場所が地域の方の活躍の場となり、学校と地域が「WIN-WIN」の関係を築くことで、学校を中心とした地域づくりが実現できる。
- (4) 本事例を共有することで、川口市の地域学校協働活動の充実が図られる。

(様式) 令和6・7年度 地域学校協働活動推進に関する研究委嘱(2年次)

令和6・7年度研究テーマ:

地域で子供を育てる意識の向上に向けた「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組」の推進

研究計画書

コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進

～「学校を核とした地域づくり」を進めるための学校運営協議会と地域学校協働本部の役割～

日高市教育委員会

1 研究のねらい

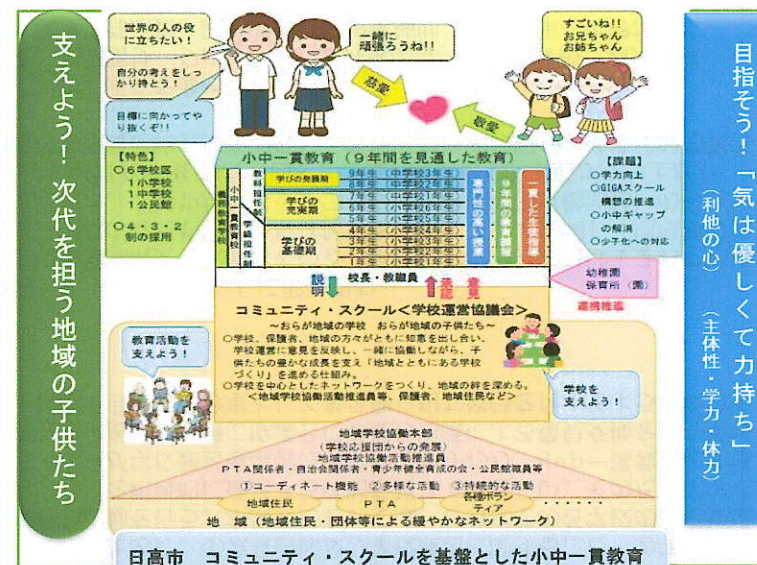
日高市は、少子高齢化に伴う児童生徒数の大幅な減少や学力向上、小中ギャップなど様々な教育課題を解決するため、日高市小中学校未来構想として、令和2年度から「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」を導入した。市内全6地区に1小学校・1中学校・1公民館が立地する利点を生かし、地区ごとに学校運営協議会を設置し、年5回の会議をコロナ禍の期間も続けてきた。令和7年度を目途に、3つの義務教育学校と3つの小中一貫教育校を開設するため協議を重ね、地域と学校をつなぐ役割を担っていただいた。また、令和5年度にはすべての地区で地域学校協働本部を立ち上げ、コロナの影響により中止を余儀なくされた学校と地域の交流について新たな組織編成を行い、具体的な活動を進めてきた。そこで、各地区の特長を生かし、小中一貫教育を充実させ、地域の活性化を促すための学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組について実践研究を行う。

2 研究の概要

- ① 小中一貫教育を支える学校運営協議会の役割を明確にして具体的方策を提案する。「目指す15歳像」の実現に向け、「どんな子供を育てるか、何を指すか」というビジョンを学校と地域が共有し、一体的に取り組む組織を確立する。
- ② 地域学校協働活動の一層の充実を図り、学校運営協議会の議題として活動内容について協議・実践を行い、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に取り組む。

3 期待する地域学校協働活動推進員等の役割

- ① 地域教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- ② 地域・学校の教育活動の支援、企画及び参加促進に関する活動
- ③ 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- ④ 地域学校協働本部の運営に関する活動



- ・地域住民
- ・PTA
- ・青少年健全育成の会
- ・NPO団体
- ・学校応援団
- ・自治会
- ・幼稚園、保育園、高校、大学
- ・企業
- ・公共機関
- ・公民館サークル

5 研究内容

(1) 小中一貫教育を支える学校運営協議会の役割を明確にして具体的方策を提案する。

○「目指す15歳像」の実現に向け「どんな子供を育てるか、何をを目指すか」というビジョンを学校と地域が共有し、一体的に取り組む組織を確立する。

小中一貫教育とは、「小・中学校の教員が目指す15歳像を共有し、9年間一貫した教育課程を編成して行う系統的教育」である。小学校から中学校への接続期の教育の在り方を見直し、地域の特色を生かして9年間を見通したカリキュラムを編成することで、学年間や小・中学校の円滑な接続を図り、児童生徒が安心して学ぶ環境を保障し、豊かな人間関係の中で確かな学力の定着を目指す。そこで、その基盤となる学校運営協議会を「小中共通目標・目指す15歳像」を設定する機関として位置付ける。そして学校が円滑に機能していくために、①教育目標及び学校運営に関すること ②学校施設の管理に関すること ③教職員の任用に関すること 等について協議し、承認するなどの活動を行う。本研究においては、これまでの各学校の取組や成果をもとに、小中一貫教育を進めるための課題を明確にして共有化を図り、学校運営協議会を組織的に運営する体制を整えていきたい。そのためには地域住民や保護者への啓発を行い、学校運営協議会への関心を高めていくとともに、各教職員が学校運営協議会に積極的にかかわり、小中一貫教育を地域ぐるみで進めていこうとする意識の醸成を図りたい。管理職に任せるだけでなく、時間的余裕のある時に協議会に参加し熟議による意見交換をして地域の方々々と直に触れ合い、願いや思いを共有して学級や学年運営に生かしていくなど、教職員自身が自分事として考え取り組む姿勢を育めるように環境を整えていきたい。

(2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な活動を推進する。

○ 地域学校協働活動の一層の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に取り組む。

日高市は6行政区にそれぞれ1小学校、1中学校、1公民館があり、それぞれに学校運営協議会を設置している。学校運営協議会委員は12名で組織し、その中に地域学校協働活動推進員もメンバーに入っている。「学校運営協議会は、学校の課題や目標、具体策等を協議していく機関」「地域学校協働本部は、その協議されたことを地域の力により実際に実現していく組織」として位置づけ、「緩やかなネットワーク」（地域学校協働活動）の形成を目指して活動している。コロナ禍の影響下にあった期間はかなりの制約を受けていたが、令和5年度には全地区で地域学校協働本部組織が立ち上がり、地域説明会を開催して具体的な活動に着手した。また定期的に日高市地域学校協働活動推進員連絡会議を開催し、各地区の取組の紹介や進捗状況の報告を行っている。

そこで本研究においては、学校教育と社会教育の協力体制を確立し、以下のことについて研究を進める。

- ・「緩やかなネットワーク」構築の取組・・・地域企業・事業主、自治会、健全育成会、公民館サークル、PTA、公共機関等への協力要請、名簿作成
- ・地域学校協働活動の一層の推進・・・放課後の学習支援・体験活動、登下校見守り、環境整備活動、読み聞かせ、授業補助、地域行事への参加、中学校部活動地域移行の取組等
- ・地域課題解決型学習（ふるさと科）の推進・・・生活科と総合的な学習の時間を融合した新しい教科に地域の人的・物的資源を活用する。（地域職場体験、農業体験、地域を知る活動、地域活性化の方策・提案等）

6 期待する成果

- (1) 学校運営協議会で学校・地域の課題を共有し、教員・保護者・地域住民が自分事として考え熟議を重ねることで、地域の教育力を取り込み、地域の特長を生かした小中一貫教育の充実を図ることができる。
- (2) 学校を応援するという一方向の関係性を見直し、地域と学校がパートナーとして連携・協働することで教育活動が充実し地域の方々の生きがいにつなげることができる。
- (3) 教職員・児童生徒が、幅広い協働活動を通して地域住民と触れ合うことで、地域を知り、ふるさとについて考え、大切に思う心の醸成を図ることができる。

(様式) 令和6・7年度 地域学校協働活動に関する研究委嘱(2年次)

令和6・7年度研究テーマ:

地域で子供を育てる意識の向上に向けた「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組」の推進

研究計画書

コミュニティスクールと放課後子ども教室の一体的な推進

～深谷小学校平日放課後子ども教室への幅広い地域住民の参画を目指して～

深谷市教育委員会・深谷市立深谷小学校

1 研究のねらい

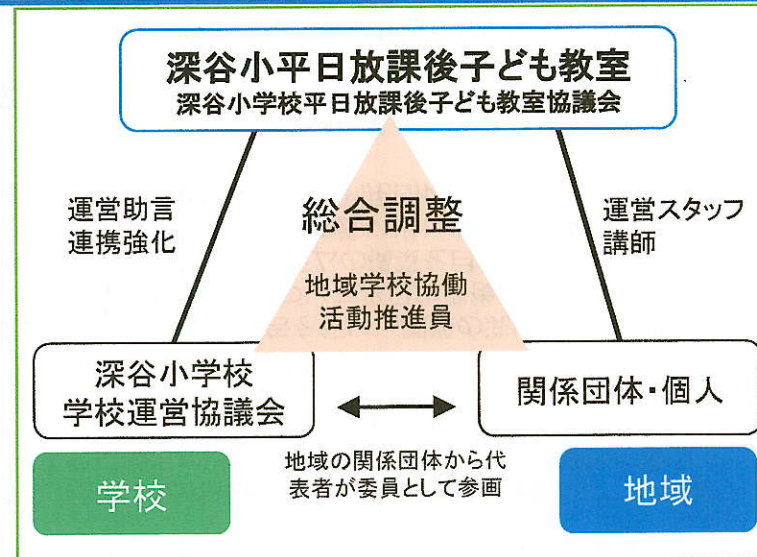
本市では、余裕教室等を利用し、学習の機会、体験学習を通じて子どもたちの居場所を提供するため、令和元年度に平日放課後子ども教室を大寄小学校で開設し、年々その数を増やし、令和5年度は5校で実施した。当事業については、各学校において浸透しつつあるものの、事業運営に関わるボランティアスタッフや、体験学習の講師の確保が難しいという課題が生じている。そのため、深谷小学校をモデルとして、学校運営協議会を活用し、事業に関わる地域住民のネットワークを広げることで、地域人材の発掘や、教室での魅力ある学びの提供につなげ、より多くの地域住民が平日放課後子ども教室へ参画し、地域総がかりで子供を育てる意識の向上を図るものである。

2 研究の概要

- ①学校運営協議会において平日放課後子ども教室に関する熟議を行い、連携の強化を図る。
- ②平日放課後子ども教室に関わる地域人材を増やすことで、地域総がかりで子供を育てる意識を向上させ、子供たちの生きる力を育む。

3 期待する地域学校協働活動推進員等の役割

- 学校運営協議会委員として学校運営に参画し、地域と学校の橋渡しをする
- 平日放課後子ども教室協議会委員として企画・運営に参画
- 地域住民への働きかけにより平日放課後子ども教室へ関わる人材を発掘
- 放課後子ども教室や地域と学校の連携に関する研修会へ参加し、能力の向上を図る



4 多様な地域学校協働活動(関係団体)

- ・深谷小学校 ・深谷公民館 ・深谷学童保育室 ・学校応援団
- ・PTA ・自治会 ・地区青少年健全育成会 ・地区社会福祉協議会
- ・スポーツ推進委員 ・老人会 ・民生委員 ・児童委員

5 研究内容

(1) 学校運営協議会において平日放課後子ども教室に関する熟議を行い連携を強化

学校運営協議会において、平日放課後子ども教室を議題とした熟議を行い、幅広い地域住民へ事業の趣旨と目標の浸透を図る。

また、熟議においては、子どもたちにとって魅力ある事業を目指して学習内容の検討を行うとともに、平日放課後子ども教室に関わる地域人材の発掘を行う。さらには、地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会の委員として会議に参加することで、円滑な連携を目指す。

令和6年度は、学校運営協議会において、PTA会長の提案により、新たに「郷土かるた練習会」を実施することができた。手厚く子供たちをサポートするため、地域学校協働活動推進員が核となり、老人会に働きかけ、老人会の方々から教室の運営に協力いただくなど人材発掘に尽力した。さらなる人材発掘に向けて、公民館関係者や利用団体等の地域人材の発掘等を検討したい。

(2) PDCAサイクルに基づく平日放課後子ども教室の実施

事業終了後は、平日放課後子ども教室協議会のみならず学校運営協議会においても事業報告を行い、課題の洗い出しや、事業の評価を行う。両協議会で協議した事項は次年度の事業計画に反映させ、PDCAサイクルに基づいた平日放課後子ども教室の実現を図る。両組織を活用し、個人に依存しない平日放課後子ども教室が実現できるようなシステムの構築を目指す。

令和6年度事業について、学校運営協議会において事業の評価を行い、令和7年度事業の課題の洗い出しとその改善策について協議する。具体的には、事業の早期開催（10月）とそれに伴う日数の拡大や、公民館関係者や利用団体等の地域人材の発掘等を検討し、平日放課後子ども教室へ参画する人材の拡大を目指す。

(3) 平日子ども教室をきっかけとした住民のゆるやかなネットワークの拡大

学校運営協議会を活用し、平日放課後子ども教室に関わる人材を増やすことで、平日放課後子ども教室をきっかけとした地域住民のゆるやかなネットワークの拡大が期待できる。学校運営協議会には、様々な立場の地域住民が参画しており、今回の取組みを機に、異なる立場の人々がつながり、地域が子どもたちのために活動する場面がこれまで以上に増え、地域の教育力向上を図る。

6 期待する成果

- (1) 平日放課後子ども教室に関わる地域人材が増えることで地域の教育力の向上が期待でき、地域総がかりで子供たちを育てる意識向上が図れる。
- (2) 平日放課後子ども教室をきっかけとして新たな住民のネットワークが築かれ、つながりの強化から、地域学校協働活動の充実が期待できる。（PTAと老人会の連携など）

(様式) 令和6・7年度 地域学校協働活動に関する研究委嘱(2年次)

令和6・7年度研究テーマ:

地域で子供を育てる意識の向上に向けた「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組」の推進

研究計画書

学校運営協議会を原動力とした地域学校協働活動の推進と充実

～未来の地域につながる学校づくりネットワークの構築～

春日部市教育委員会・春日部市立江戸川小中学校

1 研究のねらい

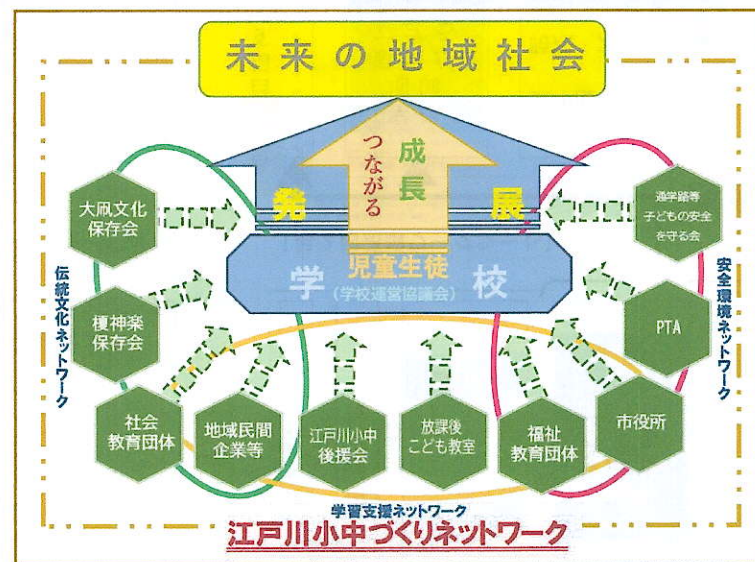
本校は、令和2・3年度に春日部市教育委員会の委嘱により「コミュニティ・スクール研究モデル校」として、学校運営協議会を設置して実践研究に取り組み、それ以来学校運営協議会を本校づくりの基盤に据えてきた。また、設置当初から本協議会における「熟議」を軸にした地域との協働的な学校運営について実践を重ねてきている。6年目となる今年度は、さらに活性化した「熟議」をとおして、地域の教育資源を有効的、かつ効果的に活用した「社会に開かれた教育課程」の実現と「地域と協働する安心・安全な学校づくり(地域学校協働活動)」の連携・充実を目指す。

2 研究の概要

- ①年5回の学校運営協議会において、本校における「地域学校協働活動」の更新と実現に係る「熟議」を実施して、連携の充実を図る。
- ②教育課程実施等に係る地域との協働性や効率性を高め、学校運営の質的向上を図る。
- ③地域の関係諸団体や企業等との連携を視点に、幅広く充実した「江戸川小中づくりネットワーク」を構築する。

3 期待する地域学校協働活動推進員の役割

- ①学校運営協議会委員として学校運営に参画する。
- ②学校運営協議会、学校、関係団体等とのファシリテーターとなる。
- ③本校の社会に開かれた教育課程の実現に資する有効な地域教育資源に係る情報を収集し、学校に提供する。
- ④協働的な学校づくりへの参画について、地域住民の意識を啓発する。



4 多様な地域学校協働活動(関係団体)

- ・大風文化保存会
- ・榎神楽保存会
- ・江戸川小中学校後援会
- ・地域民間企業等
- ・放課後こども教室
- ・社会教育団体
- ・福祉教育団体
- ・通学路等子どもの安全を守る会
- ・市役所
- ・PTA

5 研究内容

(1) 学校運営協議会における「江戸川小中づくりネットワーク」の見直しと持続可能な地域学校協働活動

学校運営協議会と学校応援団が両輪の関係で機能する視座をもち、組織を再編成する。

「江戸川小中づくりネットワーク」の趣旨について、学校運営協議会、本校教職員、関係諸団体と共有する。

- ①地域の伝統・文化の継承を実現する教育課程の充実（伝統文化ネットワーク）
- ②地域の物的・人的資産を活用した体験的な学習の実施（学習支援ネットワーク）
- ③地域と協働した安心・安全な環境づくり（安全環境ネットワーク）

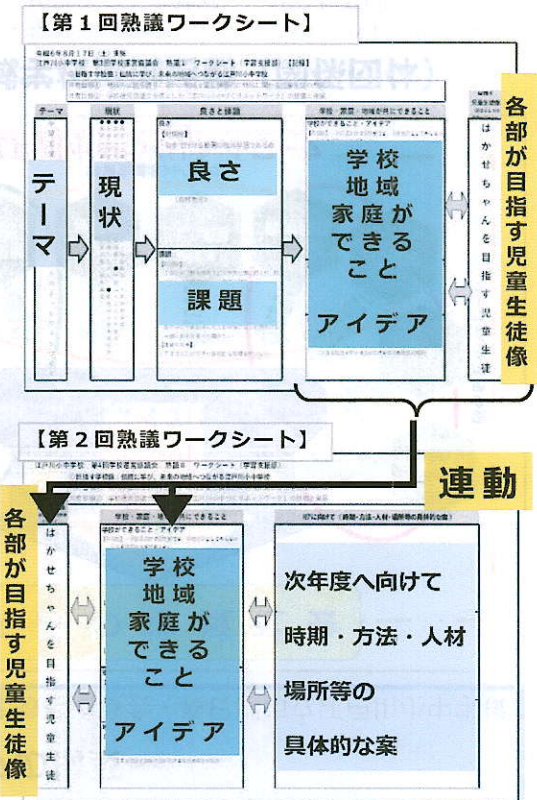
(2) 学校運営協議会における地域学校協働活動に係る熟議の更なる充実

【学校運営協議会における熟議を充実させるための手順】

- ①組織（部会）を編成する。
 - ・運営協議会に「伝統文化部会」「学習支援部会」「安全環境部会」の3部会を設置する。
 - ・各部会にはファシリテーター役の学校運営協議会委員、部会統括役の教員を置いたうえで、部会との関わりを考慮して全教職員を配置する。
 - ②第1回学校運営協議会で熟議した今後の各部のテーマと現状を、部会統括教員がワークシートに記入する。（右図参照）
 - ③夏休みに全職員が参加する熟議①を行う。
 - ・前年度各部で設定した目指す児童生徒像を共通ビジョンとする。
 - ・各部において「良さと課題」「学校・家庭・地域ができること」についてワークショップ形式で意見交流し、まとめる。チーフ（中心的教員）が司会進行。
 - ④11月に熟議②を行う。
 - ・学校運営協議会委員、部会統括役、チーフを中心に熟議①の話し合いの内容を更に深める。
 - ・次年度に向けて各部会の時期・人材・場所等の具体的な案や改善策を考える。
- （この間小さなPDCAサイクルで計画・実行・評価・改善を行う。）

6 期待する成果

- (1) 地域の歴史や文化、特色などの教育資源を活用した学習活動を行うことで、様々な体験的活動の機会や多様な人材と価値観などに触れる機会が増え、地域を尊ぶ心や多様な考え、豊かな心が涵養される。
- (2) 効果的・効率的な地域との協働によって、「社会に開かれた教育課程」が実現されるとともに、児童生徒や教職員の地域への貢献意識と地域住民の学校運営への参画意識・理解が共に高まる。
- (3) PDCAサイクルを活かした熟議により、伝統文化や防災に関する体験活動を持続可能な活動として、教育課程に位置づけられる。また、地域の人的・物的資源の活用により教員の働き方改革が推進される。



朝霞市立朝霞第一中学校
盗撮防止等に関する校内規定

令和7年10月

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象	1
4	未然防止対策	1
	（1）環境整備及び点検	
	（2）個人所有端末の利用制限	
	（3）来校者への協力依頼	
	（4）教職員への研修・児童生徒への指導	
5	発覚後の対応	2
	（1）被害者保護	
	（2）警察への通報等	
	（3）教職員が加害者の場合	
	（4）児童生徒が加害者の場合	
6	継続的な見直し	3
7	関係法令	3
	（1）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	（2）性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	（3）埼玉県迷惑行為防止条例	
	（4）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に 関する法律	
	（5）個人情報保護に関する法律	
8	相談先	3
	（1）埼玉県教育委員会	
	（2）朝霞市教育委員会	
	（3）性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

朝霞市立朝霞第一中学校における盗撮防止等に関する校内規定

1 目的

このガイドラインは、朝霞市立朝霞第一中学校が、盗撮を未然に防止し生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

(1) 対象者

生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1) 環境整備及び点検

ア 環境整備

(ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。

(イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。

(ウ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。

イ 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

(ア) 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

(イ) 定期点検

a 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。

b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなつて行う。

c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。

d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、朝霞市教育委員会に報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を図る。

(ウ) 臨時点検

a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。((イ)aを除く。)

b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や合唱コンクールなどの学校行事の直前直後などに行う。

c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

(エ) 不定期点検

a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。(イ)aを除く。

b 校長の判断で、判断当日に不定期点検を行う。

(2) 個人所有端末の利用制限

ア 教職員は、個人所有のスマートフォン等を生徒の活動場所へ持ち込むことを禁止する。学校で授業がある日は、緊急時を除き、教職員の携帯電話・スマートフォンを職員室で保管する。教職員が学校所有の機器を利用して行う生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。

イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(3) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。

ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 生徒への指導

授業等を通じて、生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他の啓発等

(ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。

(イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び朝霞市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

(5) 宿泊学習での対応

ア 宿泊を伴う学習(2学年スキー林間学校、3学年修学旅行)では、宿泊地の浴場並びに脱衣所を生徒が利用する前に、管理職と養護教諭で不審物がないかを確認を行う。

イ プライバシー確保のため、生徒の宿泊する部屋での写真撮影は行わない。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

(1) 被害者保護

ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。

イ 必要に応じ状況等について確認を行う。

ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。

エ 被害児童生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替措置を検討する。

オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。

カ 盗撮画像や動画が SNS などで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。

(2) 警察への通報等

ア 迅速に管轄の警察へ通報する。

イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対応する。

ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠（映像、機器等）を保全する。

(3) 教職員が加害者の場合

ア 朝霞市教育委員会へ報告を行う。朝霞市教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行う。

イ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

(4) 児童生徒が加害者の場合

ア 朝霞市教育委員会へ報告を行う。

イ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。

ウ その後の対応については、警察と連携して行う。

6 継続的な見直し

朝霞市教育委員会は、法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的に行っていく。

7 関係法令

(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）

(2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）

(3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））

(5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

(1) 埼玉県教育委員会

教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629

学校電話相談 048-830-6737

(2) 朝霞市教育委員会教育管理課

048-463-0793

朝霞市こども・ほっとそうだん専用

048-423-4120

(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

アイリスホットライン

0120-31-8341